

反論行為に対する著作者の権利の行使が権利濫用に当たるとされた事例

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和 4 年 7 月 6 日

【事 件 番 号】 令和 4 年（受）第 548 号

【事 件 名】 著作者人格権等侵害行為差止等請求事件

【裁 判 結 果】 不受理

【参 照 法 令】 著作権法 2 条 1 項、4 条、32 条 1 項、112 条 1 項・2 項

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25592823

熊本大学教授 大日方信春

事実の概要**1 事実関係**

本件の一審被告 Y（被控訴人＝控訴人、被上告人）は、本件の一審原告 X（控訴人＝被控訴人、上告人）から懲戒請求を受けた弁護士である（X も弁護士である）。Y は、自らのブログ（以下「本件ブログ」）上に X の主張に対する反論を内容とする記事（以下「本件記事」）を掲載している。同記事には、X の氏名が請求人として記載された懲戒請求書（以下「本件懲戒請求書」）を PDF ファイルに複製しインターネット上にアップロードした上、本件記事内に同ファイルへのリンク（以下「本件リンク」）を張った部分が含まれていた。X は、Y の本件リンクを張った行為が X の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害するとともに X のプライバシー権を侵害するとして、著作権法 112 条 1 項に基づく本件記事の本件ブログへの掲載の差止め及び同条 2 項に基づくブログからの削除を求めるとともに、損害賠償を請求したものである（第 1 事件）。

一審被告 Z（被控訴人）は、第 1 事件における Y の訴訟代理人である。Z は、X による第 1 事件に係る訴えが提起された後、自身のブログに本件記事に対するリンクを張っている。X はこの行為について Y がした侵害の幫助に当たるとして損害賠償を請求している（第 2 事件）。

2 第 1 事件に至る経緯

本件を憲法学の視点から分析するために重要であると思われるので少しふれておく。

(1) Y は本件ブログ上に自らが担当する刑事被告事件の被告人が保釈条件に反しレバノンに出

国したことについて「激しい怒りの感情」とともに日本の司法を取り巻く環境を考えるとこの密出国を全否定することはできない、などと記載した記事を掲載した。

(2) X は第二東京弁護士会に対し Y を対象弁護士として本件懲戒請求書を提出している。懲戒事由については「保釈中の被告人を故意か重過失によりレバノンに出国させてしまった。これは保釈の条件に違反する行為であり、その管理監督義務を懈怠する行為であり、重大な非行に該当する」「自身が被告人を管理監督する立場にしながら、このような発言をすることは、あまりに無責任であり（略）弁護士としての品位に反する行為であるのは明白である」と記載されていた。

(3) X による情報の提供を受けた A 新聞社は、自社のニュースサイト上に、Y のブログを紹介した上で「Y 弁護士に対し、東京都内の男性から、『被告の逃走を肯定する発言をブログでしたのは重大な非行』などとして懲戒請求が出され……たことが……関係者への取材で分かった。……関係者によると、懲戒請求書では Y 氏について『被告を管理監督する立場にしながら、このような発言をすることは、あまりに無責任であり……弁護士としての品位に反する行為であるのは明白』などと指摘、Y 氏が逃亡に関与した疑いもあるとして同弁護士会に調査を求めた」などと報道している（以下「A 紙記事」）。

(4) Y は、本件ブログに懲戒請求に対して弁護士会綱紀委員会に提出した弁明書の内容とともに反論文を掲載している。この中で本件リンクを張り、本件懲戒請求書（X の住所の「丁目」以下及び電話番号を黒塗りしたもの）の PDF ファイルを

閲覧し得るようにしていた。

3 第一審

第一審（東京地判令3・4・14〔LEX/DB25569664〕）は、次のように判示している。①本件懲戒請求書は著作物（著作2条1項）に当たる。②同文書の弁護士会提出をもって「公表」（同4条）されたとはいえない。③したがって同文書は「公表された著作物」（同32条1項）に当たらない。Yの行為について引用の抗弁は成立しない。④懲戒請求に対する反論が是認されるとしても本件リンクによる本件懲戒請求書の複製へのアクセスを可能とする行為に対するXの公衆送信権の行使は権利濫用に当たらない。⑤Xによる公表権の行使は権利濫用に当たる（Xは本件懲戒請求書を新聞社に提供し、一部は同紙の記事において引用されていた）。⑥本件事実関係（Xは懲戒請求に関する情報を新聞社に提供していた）の下ではXのプライバシー権は侵害されていない（以上、第1事件）。⑦Zの行為はYの公衆送信権侵害の補助には当たらない（第2事件）。

4 原審

原審（知財高判令3・12・22判時2516号91頁）は、第一審の①②③⑤⑥⑦を維持し、④について、Yが本件リンクを張ったことに対してXが公衆送信権を主張することは権利濫用に当たるとして、その部分につき第一審判決を取り消しXの請求を棄却している¹⁾。その中で知財高裁は、いくつかの考慮要素を上げそれらを「総合考慮」することにより、XのYに対する権利行使が権利濫用に当たるとしている。その部分につきピックアップする（著作権法の解釈に関する部分は知的財産法分野での解説を参照されたい）。

(1) 公衆送信権及び公表権により保護されるべきXの利益

①本件懲戒請求書の著作物としての性質

著作物ではあるが独創性の高い表現による高度の創作性を備えたものではない。したがって、公衆送信権により保護されるべき財産的利益は大きなものとはいえない。

②X自身の行動及びその影響

Xは、A新聞社に対し、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供している。A新聞社は、それに基づき、本件懲戒請求書の一部を引用したA紙記事をニュースサイトに掲載している。したがって、Yがブログにおいて本件懲戒請求書に記

載された懲戒請求の理由及びA紙記事の内容に対して反論しなければならない状況を生じさせたのは、Xの行為であるといえる。

③保護されるべきXの利益

上記の事情を考慮すると、保護されるべきXの利益は、財産的利益及び人格的利益も含めて、少なくともA新聞社ニュースサイトにA紙記事が掲載された時以降は、相当程度減少していたものと認めるのが相当である。

(2) Yによる本件記事と本件リンクの目的

弁護士が懲戒請求を受け、それが新聞報道等によって弁護士の実名で公表された場合には、懲戒請求に対する反論を公にし、懲戒請求に理由のないことを示すなどの手段により、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ機会を与えられることが必要であると解すべきである。

本件においては、XがYに対する懲戒請求をしたことにくわえ、Xが本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自らA新聞社に提供したため、Yに対して本件懲戒請求がなされたことが広く報道され、広く公衆の知るところとなったのであるから、Yが公衆によるアクセスが可能なブログに反論文である本件記事を掲載し、本件懲戒請求に理由のないことを示し、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ手段を講じることは当然に必要であったというべきである。したがって、本件記事を作成、公表し、本件リンクを張ることについて、その目的は正当であったものと認められる。

(3) 本件リンクによる引用の態様の相当性

Yが、本件リンクを張ることによって本件懲戒請求書の全文を引用したことは、Xが自らA新聞社に本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供してA紙記事がA新聞社のニュースサイトに掲載されたことなどの本件事案における個別的な事情の下においては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであった。

(4) 権利濫用の成否

Xの保護されるべき利益は「もともとそれほど大きなものとはいえない」。Yが本件記事を作成、公表し、本件リンクを張ることについて、その目的は正当であった。また、本件リンクによる引用の態様も本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものである。これらのことを総合考慮すると、XのYに対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は、権利の濫用に当たり、許

されないものと認めるのが相当である。
 原審判決を不服としXは上告した。

決定の要旨

上告不受理。

判例の解説

一 どこに憲法上の問題があるか

憲法の名宛人は国家である。憲法は国家行為による権利侵害を防止する法規範である。ところで、本件では原告・被告とも国家機関ではない。こうした私人間の関係においては憲法がなぜ適用され得るのか検討する必要がある。

憲法は表現の自由を保障している(21条)。ただ、ある人の表現行為が別の人の権利・利益を侵害するものであるとき、当該行為は不法行為とされ法的救済の対象にされることがある。ここに憲法問題がある。表現行為を法令又は判決といった国家行為により不法行為に当たると判断して規制しているからである。この国家行為は、憲法上保護された表現の自由を侵害しないものでなければならない²⁾。

憲法学は従来からこの枠組を用いてプライバシー権・名誉権等による表現の自由の規制について憲法上の問題(表現の自由の問題)として検討してきている。本件で問題となっている著作権・著作者人格権による表現規制(XによるYの反論の防止)も同じ枠組で検討可能であろう。現にYも「裁判所が、原告の請求を認容することは(略)裁判権の行使による表現規制となる」と正当にも主張していた。

二 著作権と表現の自由の調整

とはいえ、著作権法は著作者の権利と著作物利用者の利益(その主なものとして表現の自由)を調整している、と理解されてきている。言い換えると、著作権法には憲法上の価値との調整原理が内蔵されているといわれてきた。本件との関係で少し見てみよう。

1 引用について

著作権法32条1項は「公表された著作物」は「公正な慣行に合致する」方法によるなら「報道、批評、研究」等の目的のために「正当な範囲内」に

において引用できると定めている。本条項は、著作権と表現の自由・学問の自由を調整するためのものであると理解できる。ただ本件では、本件懲戒請求書が未公表であることを理由として、本件リンクの引用該当性は否定されている。

2 報道のための利用

未公表であっても時事的事件の報道のためなら著作権が制限される場合がある(41条)³⁾。本条項は著作権と報道の自由を調整するものであると理解できる。ただ、本件リンクは、時事的事件を報道するものではないので、41条による権利制限は及ばない。Yもこの点は主張していない。

3 フェア・ユース

著作物のある種の「公正な利用(fair use)」には著作権が及ばないとする法理論のことを「フェア・ユースの法理」という。アメリカでは個別的権利制限規定にくわえて、この法理が明文で規定されている(17 U.S.C. § 107)。彼の国では著作権と多くの憲法上の価値との調整がこの法理の下でなされている。

Yは、本件にこのアメリカ連邦著作権法が規定するフェア・ユースの法理を適用すべきことを主張していた。なぜなら、本件記事は「反論的な対抗言論を目的とするものであり、商業的な意図・効果はない」からである。但し、わが国の著作権法には明文規定がないことを理由に、本件へのフェア・ユースの法理の適用は否定されている。

4 権利濫用

それでも、Yの本件記事・本件リンクは、XによるYを対象とした懲戒請求及びそれに基づくA紙記事についての反論として、本件懲戒請求書を適切に利用するものであった。これをXの著作者の権利(著作権、著作者人格権)で防止できるとするなら、著作権法の適用が本件との関係では適用違憲(憲21条違反)となり得るとも考えられる。

本評釈は、第一審がXの公衆送信権の主張を権利濫用とし、原審がXの公表権の主張を同じく権利濫用として却けたのは、**事実の概要**でふれた「第1事件に至る経緯」を背景にした事例依存的判断であったと見ている。

三 私見

1 実質的にはフェア・ユース

本件で知財高裁は、Yの反論に対するXの権利行使が権利濫用に当たると判断している。それは、

①「第1事件に至る経緯」にあるように、XがYの反論の呼び水となる行為をしていたこと、②Yによる反論がXの著作物を適切に利用するものであったこと、この2つを理由としているように思われる。

ところで、わが国の著作権法は、権利制限規定を限定列挙するスタイルを採用している。ただ、これまでも権利制限事由を杓子定規に解釈するのではなく、既存概念を柔軟に解釈したり、本件のような権利濫用の法理を用いて、結論として妥当な判断を導いてきている⁴⁾。

ただ、上のような著作権法の解釈には限界があることも指摘されている。たとえば、本件においては、①のような事情が認められたので、②の行為について著作権者の権利による反論防止が否定されている。したがって、権利濫用の法理を用いて事実上のフェア・ユースを認めることができた。ただ、仮に①のような事情が認められないとき、Yによる本件記事はXの著作権者の権利を侵害すると評価されてしまうのではなかろうか。

2 反論の自由

言論あるいは反論の価値を示す法諺として「言葉は剣よりも強し」(アヒカル)がある。また「さらなる言論 (more speech)」(ブランダイス)も言論には言論で対抗すべきだという法思想が示されている。こうした憲法思想、表現の自由論は、アメリカの判例法理としても結実している。たとえば「現実の悪意 (actual malice) の法理」や「公正な論評 (fair comment) の法理」がそれである。これらは、一定の条件の下で、不法行為言論 (torious speech) の違法性を免責する法理論である。

評釈者は判例の解説冒頭で著作権 (本件では公衆送信権)・著作者人格権 (同・公表権) による表現規制も、言論が名誉毀損やプライバシー侵害に該当する場合に当該行為の違法性を表現の自由の価値を説くことで免責してきた従来の憲法理論の中で検討できるのではないかと、という私見を述べている。著作権者の権利 (財産権・人格権) を侵害する表現 (不法行為言論) も表現の自由が守ろうとしている価値が優越する場合には、その違法性を免責すべきではなかろうか。さもなければ、著作権者の権利を法認 (enforce) した国家行為は憲法21条に反する表現規制であると評価されることになる。

本件は、著作物の性質としては、①公表を予定

していない著作物 (懲戒請求書) であり、②高度な独創性・創作性もなく、③財産的利益を目的とするものではなかったこと。権利侵害の態様としては、④懲戒請求及びその報道の内容に対する反論を目的とするものであり、⑤リンクによる引用 (全文確認を望む者だけが閲覧する) という相当な方法によるものであった。そこで、権利者の著作物の性質やそれを無断使用した表現者の行為の態様を総合考慮すると、著作権者の権利の保護を表現の自由の価値が上回る事例であったと評価できる。「反論の自由」(憲法) が著作権者の権利 (法律) に優越する事例であった。

さて、このような法理論は、学説においては自由に説くことが許されるであろうけれども、裁判実務が採用するためには法規定上の手掛かりがある方がよかろう。日本法もフェア・ユースの規定を持つことが望ましいのではなかろうか⁵⁾。

●—注

- 1) 原審の評釈としては小泉直樹・ジュリ 1571号(2022年) 8頁がある。
- 2) 不法行為の評価を受ける表現行為のことを「不法行為言論 (tortious speech)」という。憲法学による不法行為言論の分析枠組をとくに著作権の文脈で論じたものとして、参照、大日方信春『著作権と憲法理論』(信山社、2011年) 95～97頁。
- 3) 報道目的での未公表著作物の引用が認められた例として、参照、名古屋高判平22・3・19判時2081号20頁。未公表著作物であっても41条が適用される場合があるとの理解が学説でも有力であると思われる (参照、加戸守行『著作権法逐条講義 [6訂新版]』(著作権情報センター、2013年) 318頁、中山信弘『著作権法 [第3版]』(有斐閣、2020年) 443頁)。
- 4) 参照、中山・前掲注3) 書494頁。その注(282)には、室内照明器具の宣伝用カタログの中に床の間に掛けられていた書が小さく掲載されたとしても複製権を侵害するものではないとして複製概念を柔軟に解釈した東京地判平11・10・27判時1701号157頁 (雪月花事件)、著作権法46条所定の「恒常的に設置」という概念を柔軟に解釈して路線バスの車体に描かれた絵画の写真を幼児向け図書の表紙などに掲載した行為について著作権が及ばないとした東京地判平13・7・25判時1758号137頁 (はたらくじどうしゃ事件) などが例示されている。
- 5) 日本法にもフェア・ユース規定が必要であることは知的財産法学の泰斗の説くところでもある。参照、中山信弘『ある知財法学者の軌跡——知的財産法学にいざなわれて』(弘文堂、2022年) 181頁。